

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
モンゴ ル	貧困農民支援に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	330,000千円 H18.3.31まで	H18.1.24 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 ソン・ムンフオルギル外務大臣代行	H18.2.10 85号
モンゴ ル	食糧援助に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小表及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H19.3.31まで	H18.4.17 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 ソン・ムンフオルギル外務大臣代行	H18.5.2 265号
モンゴ ル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画を実施するために必要な 1.道路の改修及び建設並びに橋梁 ^{トウ} の改修に必要な生産物及び役務の供与 2.車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4.上記2の車両及び機材の操作指導に必要な役務の供与 5.上記1の施設並びに2の車両及び機材の維持・管理指導に必要な役務の供与	2,400,000千円 (H18年度 646,000千円) H19.3.31まで (H19年度 800,000千円) H20.3.31まで (H20年度 724,000千円) H21.3.31まで (H21年度 230,000千円) H22.3.31まで	H18.5.30 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 ソン・ムンフオルギル外務大臣	H18.6.9 311号
モンゴ ル	第三次初等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	第三次初等教育施設整備計画を実施するために必要な 1.初等教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	887,000千円 H19.3.31まで	H18.7.3 ウランバートルで (同日)	日本側 金田勝年外務副大臣 モンゴ ル側 ソン・ボルツェフ外務大臣	H18.7.12 416号
モンゴ ル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1.学生（平成十六年度以前に来日したもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2.上記1の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	34,000千円 H19.3.31まで	H18.7.18 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 ソン・ボルツェフ外務大臣	H18.7.31 451号
モンゴ ル	カラコルム博物館建設計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	カラコルム博物館建設計画を実施するために必要な 1.博物館の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	297,000千円 H19.3.31まで	H18.7.18 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 ソン・ボルツェフ外務大臣	H18.7.31 452号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生（平成十九年度に来日するもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	316,000千円 (H18年度 40,000千円) H19. 3.31まで (H19年度 138,000千円) H20. 3.31まで (H20年度 80,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 58,000千円) H22. 3.31まで	H18. 8.10 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 モンゴル側 ニヤマー・エ ソフボルド外務大臣	H18. 8.24 499号
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	モンゴルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むモンゴルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間係当が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	800,000千円 -----	H18.11.23 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 モンゴル側 ニヤマー・エ ソフボルド外務大臣	H18.12. 5 649号
モンゴル	食糧援助に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H19. 3.31まで	H18.11.23 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 モンゴル側 ニヤマー・エ ソフボルド外務大臣	H18.12. 5 650号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。